

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第 3 回 ～

前号で説明した「裁判員制度の意義と裁判員の役割」「刑事裁判の手続」についてここで整理をしてみましょう。

裁判員制度は、これまで裁判官だけで行われてきた刑事裁判に、一般の国民から選ばれた裁判員が参加するという制度です。裁判では、裁判官と裁判員と一緒に話し合って有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には、どのような刑罰にするかを決めます。裁判員は、選挙権のある人の中からくじで選ばれますので、20歳以上の国民であれば、誰でも選ばれる可能性があります。

世の中でルール違反が起きた場合に、それを解決するのは司法の役割であり、ますますグローバル化が進むわが国にあって民主主義国家として世界に通用する司法制度実現のための改革が、強く求められています。

裁判員制度は、刑事裁判において主権者である国民の社会常識を反映することによって、国民の理解と信頼が深まることを期待して導入されました。これまでの刑事裁判は、裁判の手続などが法律の専門家だけによって行われてきたこともあって、一般の国民には分かりにくく、刑事裁判に近寄りたいたいの印象を与えてきた面がありました。また、一部の事件では審理に長い時間がかかることもありました。裁判員制度の導入に伴って、一般の国民である裁判員に負担がかかり過ぎないようにするため、裁判はこれまでより速くなりますし、裁判員が

十分な判断をすることができるようにするため、裁判がこれまでより分かりやすいものになります。

先に述べたように裁判員は、有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑罰を加えるべきかを判断します。その前提となる判断は、事実があったのか、なかったのかという判断が中心となります。実は、そのような判断は、私たちが日常生活の中で普通に行っていることです。法律の専門家でなければできないというものではありません。そして、裁判員は、さまざまな人生経験をもつほかの裁判員や裁判の経験が豊富な裁判官と一緒に話し合って、判断をします。このようなことから、裁判員制度では、法律の専門家ではない裁判員が刑事裁判に参加しますが、適切な判断をすることができるようになっていきます。

わが国は国民主権の民主主義国家ですから、国の仕組みやそれをどのように動かしていくかを決めるのは、最終的には国民です。裁判員制度は、国民自らが裁判に参加して、国民としての義務と責任を果たす民主的な司法制度なのです。

2. 3 刑事裁判での公判手続

次に、刑事裁判での公判手続を進行順に説明すると概ね次のようになります。

人定質問（裁判所→被告人）

人違いでないか確認する手続（通常は、裁判長が氏名・生年月日・本籍・

同推くん

第34号

2009年1月1日
発行

発行・編集
海蔵地区人権・同和
教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

今年こそ、21世紀のキーワード“人権”・“環境”を、前進させよう！ 司法制度改革（裁判員制度）は、人権の視点と人権感覚で 環境問題は、グローバル（視点はグローバルに、実施は足元から）に

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、21世紀のキーワードは人権・環境・平和と言われています。2009年は、国民の人権に大きくかわかる裁判員制度がいよいよ5月21日にスタートします。

裁判員制度は、基本的には選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた6人の国民が、裁判官3人と一緒になって、重大な刑事事件の裁判に参加する制度です。

素人が全く経験の無い役割を果たすことになるので不安になりがちですが、要は法廷で示された検察官の証拠が事実を証明するのに十分であるか否かを判断するだけです。それほど難しく考える必要はありません。刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」を常に念頭に置いて、常識的に判断して、少しでも疑念があれば「無罪」と判断すれば良いのです。

ただ、専門家からの指摘があるように、現行の制度や運用に課題が残されており、

裁判員制度がスタートするまでに課題が解決され、少なくとも裁判員がえん罪の片棒を担ぐことにならないようにしていただきたいと思ひます。

さて、現に地球の温暖化など地球環境問題が取り沙汰されていますが、何かおかしくなっているなど感じつつも何をどのようにすべきなのか、根本的な対策に関して具体的に示されず、地球規模での取り組みは、遅れているのではないのでしょうか。

今年、アメリカの大統領が、ブッシュ大統領からオバマ大統領に代わります。これまで、積極的に地球環境問題に取り組んでこられたゴア氏を重用して、消費大国のアメリカが真剣に環境問題に取り組む姿勢を示しています。21世紀のキーワードの環境問題が地球規模で前向きにとりあげられる年だと思ひます。私たち一人ひとりも環境問題にこれまで以上に関心をもって足元から一つひとつ積み上げていく年にしてはありませんか。

住居を被告人に質問する形で行われる。）

起訴状朗読（検察官）

検察官が、起訴状に記載してある公訴事実（裁判で判断を求める犯罪事実）と、その罪名および罪条（法律の第何条に記載してある何という犯罪か）を読みあげる。

黙秘権の告知（裁判長→被告人）

黙秘権について被告人に説明する。

意見陳述（被告人と弁護人）

裁判長が、「読んでもらった事実が間違いないか、違うところがあるか、どこが違うか」などを訊ね、被告人が答える。弁護人も事実と法的な意見を述べる。「罪状認否」と言われることもある。

冒頭陳述（検察官）

これから提出する証拠によって、どういう事実を証明しようとするのかを述べる。ここで述べられるのは主張であって証拠ではない。

冒頭陳述（弁護人）

被告人の立場から、どういう事実が認められるか、あるいは認められないかを述べる。通常、検察官の主張する事実があるとは言えないこと、信用できないこと、あるいは提出する証拠で別な矛盾する事実があることなどを指摘する。

証拠調べ

証拠物、証拠書類、証人の証言などでどういう事実があったかを明らかにしていく（ここが重要なポイント）

検察官の意見（論告）

証拠調べの結果から、裁判所がどの様な事実を認定すべきかについて検察官が意見を述べる。（求刑）

弁護人の意見（弁論）

証拠調べの結果から、裁判所がどの様な事実を認定すべきか、あるいは、認定すべきではない、別にこういう事実がある（否認事件の場合では有罪ではない）というような内容を述べる。

被告人の最終陳述

最後に被告人の意見（言いたいこと）を聞く。

合議（評議）

裁判官（裁判員が参加する裁判の場合は裁判員を含む）が非公開で話し合っ、事実認定と量刑を決める。

判決宣告

ここで、裁判員の仕事は終了します。（以下次号へつづく）

裁判員制度の関連情報の提供

法務省 HP（ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/SAIBAN/index.html>

最高裁 HP

<http://www.saiban.courts.go.jp/>

日弁連 HP

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen-judge/index.html>

パンフレットや制度説明資料は、上記のウェブサイト（例えば「裁判員制度 Q&A」は、最高裁 HP から、「裁判員制度学習教材」は、法務省 HP から）や最寄の裁判所で入手できます。

本シリーズを個人で、また、バックナンバーが必要な方は、地区市民センターのロビーに余部が置いてありますのでご利用下さい。（広報部）

お知らせ

◆裁判員制度広報資料の配備◇

□貸出用として、津地方裁判所から取り寄せ、海蔵地区市民センターに配備しましたので、ご家庭での学習やグループでの学習等にぜひご利用下さい。

□広報用映画DVD

・「評議」・・・4枚配備

・「審理」・・・4枚配備

・「裁判員」・・・4枚配備

各々解説パンフレット2部付

□制度説明資料

・裁判員制度ナビゲーション

・裁判員制度パンフレット

各々4部配備

お申し込み、貸出場所は、
海蔵地区市民センターです。
電話番号 331-3284

◆人権図書ご利用について◇

かいぞう文庫人権図書コーナーに置いてある人権関係の図書を、センター外に持ち出して、ご利用になる場合には、必ず備え付けの『貸出簿』に記入のうえご利用ください。また、お一人で一度に多数の借用や長期間の借用はご遠慮いただくようお願い致します。（広報部）

推定無罪とは？

ことば

「何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」という立証責任の考え方に基づいた近代刑事法の基本原則です。日本においては、明文規定はありませんが、憲法第31条の適正手続規定と、国が批准している国際人権規約のB規約による効力が存する原則で、犯罪事実の挙証責任はすべて検察にあるとする原則を意味しています。

しかし、わが国では、マスコミや一般国民の感覚において実際には被疑者・被告人の無罪推定は有名無実化しており、「逮捕・起訴＝有罪」であるといった誤った認識が定着しています。例えば、松本サリン事件では、マスコミが河野さんを容疑者として逮捕・起訴と「実名報道」をしたため、大変な人権侵害を受けました。裁判員に選ばれた場合には、検察の挙証がいつもすべて公正とは限らないということを念頭に置くとともに、マスコミ報道など傍証情報で築かれた市民感覚で裁判に臨むことは、厳に慎まなければならないということを確りと肝に銘じて裁判に臨みたいものです。

◆原稿募集◇

今年も、がんばって発行したいと考えています。皆様からの投稿をお待ちしています。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。（広報部）